

新潟県条例第28号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

(下線及びアドバイス部会は改正部会)

別表 (第3条関係)		改 正 後		改 正 前	
(1)～(4)の2 (略)		(1)～(4)の2 (略)		別表 (第3条関係)	
(5) 農林水産部関係		(5) 農林水産部関係		(1)～(4)の2 (略)	
(略)		(略)		(5) 農林水産部関係	
8 家畜保健衛生所法 (昭和25年法律第12号) 第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務 (略)		8 家畜保健衛生所法 (昭和25年法律第12号) 第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務 (略)		8 家畜保健衛生所法 (昭和25年法律第12号) 第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務 (略)	
牛受精卵移植手数料 (略)		(1) 過剩排卵処置 1件につき 19,100円		(1) 過剩排卵処置 1件につき 15,000円	
(略)		(略)		(略)	
11 家畜改良の2 16条第2項の規定に基づく家畜人工授精師養成講習手数料 (略)		11 家畜改良の2 16条第2項の規定に基づく家畜人工授精師養成講習手数料 (略)		11 家畜改良の2 16条第2項の規定に基づく家畜人工授精師養成講習手数料 (略)	
牛受精卵移植手数料 (略)		1件につき 40,000円		1件につき 40,000円	

授精に関する講習会の開催会の開催	(略)	
	15 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査(同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)(略)	(略)
15 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査(同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)(略)	(9) 牛の伝達性海綿状脳症検査 ア 検査した死亡牛の焼却をしない場合イ (略) (10) 豚のオーエスキー病検査	6,800円 880円
15 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査(同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)(略)	(9) 牛の伝達性海綿状脳症検査 ア 検査した死亡牛の焼却をしない場合イ (略) (10) 豚のオーエスキー病検査	6,000円 800円

(6) 土木部關係

(6) 土木部關係

	対象となる事務	名 称	区 分	金 領	
(略)					金額
34 (略)	マンショ ンの管理 の適正化 の推進に 関する法 律(平成 12年法律 第149号) <u>第5条の</u> <u>13第1項</u> の規定に 基づく管 理計画の 認定の申 請に対す る審査	(略)	(略)	(略)	(略)
34 (略)	マンショ ンの管理 の適正化 の推進に 関する法 律 <u>第5条</u> <u>の16第1</u> 項の規定 に基づく 管理計画 の認定の 更新の申 請に対す	(略)	(略)	(略)	(略)
34 (略)	マンショ ンの管理 の適正化 の推進に 関する法 律(平成 12年法律 第149号) <u>第5条の</u> <u>3第1項</u> の規定に 基づく管 理計画の 認定の申 請に対す る審査	(略)	(略)	(略)	(略)
34 (略)	マンショ ンの管理 の適正化 の推進に 関する法 律 <u>第5条</u> <u>の6第1</u> 項の規定 に基づく 管理計画 の認定の 更新の申 請に対す	(略)	(略)	(略)	(略)

34 の 6	マンショ ンの管理 の適正化 の推進に 関する法 律第5条 の17第1 項の規定 に基づく 管理計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査	(略)	(略)
34 の 6	マンショ ンの管理 の適正化 の推進に 関する法 律第5条 の7第1 項の規定 に基づく 管理計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査	(略)	(略)
41	建築物の エネルギー 一消費性 能の向上 等に関する 法律 (平成27 年法律第 53号) 第 11条第1 項又は第 12条第2 項の規定 に基づく 建築物工 ネルギー	(略) (2) その他の場合 ア～ウ (略) エ 住宅部分につ いて仕様・計算併 用法等による基 準(基準省令第1 条第1項第2号 (1)及び同号口 (2)若しくは基準 省令第10条第2 号口(2)又は基準 省令第1条第1 項第2号イ(2)若 しくは基準省令 第10条第2号イ	(略) (2) その他の場合 ア～ウ (略) エ 住宅部分につ いて仕様・計算併 用法等による基 準(基準省令第1 条第1項第2号 (1)及び同号口 (2)若しくは基準 省令第10条第2 号口(2)又は基準 省令第1条第1 項第2号イ(2)若 しくは基準省令 第10条第2号イ
41	建築物の エネルギー 一消費性 能の向上 等に関する 法律 (平成27 年法律第 53号) 第 11条第1 項又は第 12条第2 項の規定 に基づく 建築物工 ネルギー	(略) (2) その他の場合 ア～ウ (略) エ 住宅部分につ いて仕様・計算併 用法等による基 準(基準省令第1 条第1項第2号 (1)及び同号口 (2)若しくは基準 省令第10条第2 号口(2)又は基準 省令第1条第1 項第2号イ(2)若 しくは基準省令 第10条第2号イ	(略) (2) その他の場合 ア～ウ (略) エ 住宅部分につ いて仕様・計算併 用法等による基 準(基準省令第1 条第1項第2号 (1)及び同号口 (2)若しくは基準 省令第10条第2 号口(2)又は基準 省令第1条第1 項第2号イ(2)若 しくは基準省令 第10条第2号イ

<p>消費性能 適合性判 定</p> <p>(2) 及び基準省令 第1条第1項第 2号口(1)の基準 <u>(同号イただし 書に規定する國 土交通大臣が定 める基準に適合 する住宅(以下こ の項において「氣 候風土適応住宅」 といふ。)にあつ ては、同号口(1) の基準に限る。)</u> をいう。42の項及 び43の項において 同じ。)に適合す るかどうかの 判定を行う場合</p>	<p>(7)～(カ) (略) 才 住宅部分につ いて仕様基準に よる基準(基準省 令第1条第1項 第2号イ(2)及び 同号口(2)の基準 <u>(気候風土適応 住宅にあつては、 同号口(2)の基準 に限る。)をい</u> う。</p>	<p>42の項及び43の 項において同一 の基準による基 準基準による基 準(基準省令 第1条第1項 第2号イ(2)及び 同号口(2)の基準 をいう。42の項及 び43の項において 同じ。)に適合す るかどうかの 判定を行う場合</p>
<p>消費性能 適合性判 定</p> <p>(2) 及び基準省令 第1条第1項第 2号口(1)の基準 をいう。42の項及 び43の項において 同じ。)に適合す るかどうかの 判定を行う場合</p>	<p>(7)～(カ) (略) 才 住宅部分につ いて仕様基準に よる基準(基準省 令第1条第1項 第2号イ(2)及び 同号口(2)の基準 <u>(気候風土適応 住宅にあつては、 同号口(2)の基準 に限る。)をい</u> う。</p>	<p>42の項及び43の 項において同一 の基準による基 準基準による基 準(基準省令 第1条第1項 第2号イ(2)及び 同号口(2)の基準 をいう。42の項及 び43の項において 同じ。)に適合す るかどうかの 判定を行う場合</p>

準(基準省令第10 条第2号イ(2)及 び同号ロ(2)の基 準(気候風土適応 住宅にあつては、 <u>同号ロ(2)の基準 に限る。)をいう。</u> 42の項及び43の 項において同一 じ。)に適合する かどうかの判定 を行う場合	(ア)～(カ)	(略)	(ア)～(カ)	(略)
42 建築物の エネルギー消費性 能の向上す る法律第 11条第2 項又は第 12条第3 項の規定 に基づく 建築物工 ネルギー 消費性能 適合性判 定	(1) 床面積の増加を しようとする場合 ア (略) イ その他の場合 (ア)～(カ) (略) (エ) <u>仕様・計算併 用法等による 基準に適合す るかどうかの 判定を行う場 合</u> (オ) (略)	(略)	(1) 計画変 更に係 る建築 物エネ ルギー 消費性 能適合 性判定 手数料 に基づく 建築物工 ネルギー 消費性能 適合性判 定	(1) 床面積の増加を しようとする場合 ア (略) イ その他の場合 (ア)～(カ) (略) (エ) <u>仕様・計算併 用法による基 準に適合する かどうかの判 定を行う場合</u> (オ) (略)
	(2) その他の場合 ア (略) イ その他の場合 (ア)～(カ) (略) (エ) <u>住宅部分に ついて仕様・計 算併用法等に よ</u>	(略)	(2) その他の場合 ア (略) イ その他の場合 (ア)～(カ) (略) (エ) <u>住宅部分に ついて仕様・計 算併用法によ</u>	(略)

する基準に適合するかどうかの判定を行う場合 a～f (オ) (略)	(略) (略)	(略) (略)	a～f (オ) (略)	(略) (略)
43 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号) 第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	軽微変更該当証明書交付手数料 (略)	43 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号) 第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	軽微変更該当証明書交付手数料 (略)	る基準に適合するかどうかの判定を行う場合 a～f (オ) (略)
(6)の2・(7) (略)	(6)の2・(7) (略)	(6)の2・(7) (略)	(6)の2・(7) (略)	(6)の2・(7) (略)
(8) 選挙管理委員会関係	(8) 選挙管理委員会関係	(8) 選挙管理委員会関係	(8) 選挙管理委員会関係	(8) 選挙管理委員会関係

(略)					
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 政党助成法(平成6年法律第5号)第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付手数料	都道府県提出文書の写しの交付手数料	(1) 用紙に複写する場合 (2) シー・ディー・アールに複写する場合	用紙1枚につき 10円	シー・ディー・アール1枚につき、220円に都道府県提出文書1枚ごとに10円を加えた額	2 (略) (略) (略) (略)
(9)					(9) (略)

目次

当該各号に定めると日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は

- (1) 別表第6号の表34の4の項から34の6の項までの改正 公布の日
(2) 別表第8号の表の改正 令和8年1月1日

